

【CLOメルマガ】下請代金の支払方法について通達—手形等による支払

—

弁護士法人中央総合法律事務所 メールマガジン（第23号）

弁護士法人中央総合法律事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。

今号では、令和3年3月31日に公正取引委員会、中小企業庁の連名で発出された下請代金の支払手段に関する通達（「下請代金の支払手段について」）をご紹介します。

以下は、事務所ウェブサイト公表している「下請代金の支払方法について通達—手形等による支払—」の要約です。

全文ご覧いただくにはこちらの URL から

・「下請代金の支払方法について通達—手形等による支払—」

(<https://www.clo.jp/column/3061/>)

【下請代金の支払方法について通達—手形等による支払—】

令和3年3月31日付で、公正取引委員会、中小企業庁の連名で、「下請代金の支払手段について」とする通達が発出されました（以下「令和3年通達」）。同通達においては、以下の指針が示されています。

1. 下請代金の支払は、できる限り現金によるものとする。
2. 手形等により下請代金を支払う場合には、当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案し

た下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること。当該協議を行う際、親事業者と下請事業者の双方が、手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて具体的に検討できるように、親事業者は、支払期日に現金により支払う場合の下請代金の額並びに支払期日に手形等により支払う場合の下請代金の額及び当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストを示すこと。

3. 下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、60日以内とすること。

4. 前記1から3までの要請内容については、新型コロナウイルス感染症による現下の経済状況を踏まえつつ、おおむね3年以内を目途として、可能な限り速やかに実施すること

手形等のサイトの60日以内に短縮することや親事業者による割引料等のコスト負担については、従前の指針でも示されておりましたが、令和3年通達はより踏み込んだ表現となり、また実施まで3年という目処を設けてこれを実施することを求めています。中小企業庁の実施した調査では、現状、昭和41年に出された通達に沿った形で手形サイトは90日または120日と定めている企業が多いという結果で、手形サイトの短縮などは移行に期間が必要となることもふまえ、未対応の企業は上記通達を念頭に対応を進めていく必要があります。

~~~~~

<この記事に関するお問い合わせ先>

弁護士 大口 敬 ([oguchi\\_t@clo.gr.jp](mailto:oguchi_t@clo.gr.jp))

~~~~~

※本メールマガジンは、主として弊事務所弁護士と名刺を交換した方に送らせていただいております。

※本メールアドレスは送信専用のメールアドレスです。このメールに返信しないようお願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。（clo_mlstop@clo.gr.jp）

.....
弁護士法人中央総合法律事務所（<http://www.clo.jp/>）

（大阪事務所）

〒530-0047 大阪市北区西天満 2 丁目 10 番 2 号 幸田ビル 11 階（受付 5 階）

TEL:06-6365-8111 FAX:06-6365-8289

（東京事務所）

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 18 階

TEL:03-3539-1877 FAX:03-3539-1878

（京都事務所）

〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8 番 京都三井ビル 3 階

TEL:075-257-7411 FAX:075-257-7433

Copyright (C) Chuo Sogo Law Office, P.C.

All Rights Reserved.
.....